

令和5年10月全員協議会

中東遠看護専門学校組合議会会議録

令和5年10月10日開会

令和5年10月10日閉会

中東遠看護専門学校組合議会

令和5年10月中東遠看護専門学校組合議会全員協議会

◎会 議 次 第

令和5年10月10日（火曜日）午後1時36分開会

1 議案の詳細説明

2 協議事項

(1) 東海アクシス看護専門学校校長等の人事について

3 報告事項

(1) 令和5年度東海アクシス看護専門学校の卒業予定者の進路について

(2) 令和4年度東海アクシス看護専門学校将来構想の取組状況について

4 資料提供

(1) 令和4年度東海アクシス看護専門学校の卒業生の進路について

(2) 東海アクシス看護専門学校卒業生の管内5病院への就業状況について

(3) 令和5年度東海アクシス看護専門学校の入学生入学試験の結果について

(4) 令和5年（第112回）看護師国家試験合格者の状況について

◎出席議員（17名）

1番	小栗宏之君	2番	鳥居節夫君
3番	鈴木喜文君	4番	高橋篤仁君
5番	安田彰君	6番	松浦昌巳君
7番	鈴木弘睦君	8番	鈴木賢和君
9番	村松和幸君	10番	増田雅伸君
11番	齋藤洋君	12番	安形昭君
13番	須藤有紀君	14番	小林博文君
15番	松本正幸君	16番	加藤久幸君

◎説明のため出席した者

管 理 者 袋井市長	大 場 規 之 君	副管理者 掛川市長	久 保 田 崇 君
副管理者 袋井市副市長	大 河 原 幸 夫 君	磐田市長	草 地 博 昭 君
御 前 市 崎 長	柳 澤 重 夫 君	菊川市長	長 谷 川 寛 彦 君
森 町 長	太 田 康 雄 君	監査委員	久 永 豊 彦 君
監査委員	寺 田 守 君	会 計 者 管 理 者	中 川 東 君
事務局長 兼総務課長	近 藤 利 男 君	校 長	山 本 洋 子 君
副 校 長	近 藤 由 美 君	教務課長	長 倉 里 美 君
主 幹	杉 谷 美 幸 君	総務課長補佐兼 庶務係長	荻 原 規 代 君
庶 務 係 査 主	杉 森 梨 絵 君		

(午後 1 時36分)

○臨時議長（松本正幸君） これから、全員協議会を開会いたします。

全員協議会の案件は、欠員となっております議長の選挙方法についてご協議を願います。

お諮りします。

当組合議会議長は、慣例により袋井市議会議長が務めることになっておりますので、袋井市議会議長であります鈴木弘睦議員を指名推薦いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○臨時議長（松本正幸君） 異議なしと認めます。

従って、本会議において当組合議会議長に鈴木弘睦議員を指名推薦いたしますので、よろしく願いいたします。

以上をもちまして、全員協議会を閉会いたします。

(午後 1 時37分 閉会)

(午後 1 時43分 開会)

○議長（鈴木弘睦君） これから、全員協議会を開会いたします。

全員協議会の案件は、欠員となっております副議長の選挙方法について協議を願います。

お諮りいたします。

当組合議会副議長は、慣例により磐田市議会議長が務めることになっておりますので、磐田市議会議長であります鈴木喜文議員を指名推薦いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（鈴木弘睦君） ご異議なしと認めます。

従って、本会議において当組合議会副議長に鈴木喜文議員を指名推薦いたしますので、よろしく願いいたします。

以上をもちまして、全員協議会を閉会いたします。

(午後 1時44分 閉会)

(午後 1時56分 開会)

○議長（鈴木弘睦君） これから、全員協議会を開会いたします。

この全員協議会は、議案の詳細説明を当局から求められておりますので、よろしくお願いいいたします。

それでは、議案の詳細説明を求めます。

○事務局長（近藤利男君） 議長、事務局長。

○議長（鈴木弘睦君） 近藤事務局長。

○事務局長（近藤利男君） それでは、ただいま管理者からご提案申し上げました議第13号から議第15号までの3議案につきまして、順次説明を申し上げます。

最初に、議第13号 令和5年度中東遠看護専門学校組合会計補正予算（第1号）についてご説明を申し上げます。

恐れ入りますが、右上に¹となっている資料、議案の2ページをご覧ください。今回の補正は、9月末で教員が1名退職したため、予算計上していなかった退職手当分を補正するもので、歳入歳出予算の総額にそれぞれ150万円を追加し、2億9,050万円とするものでございます。

次に、予算説明につきましては右上に²となっている資料をご覧ください。令和5年度補正予算書の3ページ、4ページをご覧ください。まず歳入では、4款1項1目退職手当基金繰入金でございますが、退職手当基金から新たに150万円を繰り入れ、計上するものでございます。次に、5ページ、6ページをご覧ください。歳出では、3款1項1目看護専門学校管理費の3節職員諸手当に150万円を増額補正するものでございます。組合会計補正予算第1号に関する説明は以上でございます。

次に、議第14号 令和4年度中東遠看護専門学校組合会計歳入歳出決算認定についてご説明申し上げます。

右上に³となっている資料、令和4年度決算書の5ページから8ページをご覧ください。予算総額は3億4,684万4,000円で、これに対する決算額は歳入が3億4,501万3,951円、歳出が3億3,377万7,997円で、歳入歳出差引残額は1,123万5,954円となり、

これを令和5年度に繰り越すものでございます。

続きまして、事項別明細書により主なものをご説明いたします。13ページ、14ページをご覧ください。

それでは、歳入の1款1項1目市町分担金は、各市町において取り決められた分担割合の合計2億4,700万円でございます。各市町の分担金につきましては、15ページの一覧表に記載しておりますので、後ほどご参照いただければと存じます。

次に、2款使用料及び手数料の1項1目の看護専門学校使用料は授業料でございます。学生数を181人分と見込み、令和2年度から始まりました高等教育の修学支援制度の減免を19人と見込みましたが、高等教育の修学支援制度の減免が14人と見込みより少なかったため2,416万8,000円となり、14万4,000円の増額となりました。2項1目の教育手数料は入学検定手数料8,000円等で、入学試験の志願者数を140人分の112万9,000円と見込みましたが、入学願書提出者は93人と見込みより少なかったため、37万6,000円の減となりました。志願者数が大きく減った理由につきましては、新型コロナウイルスの影響もあり進学先を年内に決める生徒が増えたことから、一般入学試験において志願者数が減っていることが大きな要因であると考えております。

続きまして3款財産収入は利子及び配当金の1,377円で、財政調整基金と職員退職手当基金からの預金利子でございます。

4款繰入金は、退職手当基金からの繰入金4,000万円については、定年退職者2名の退職手当に充てるためのものでございます。

5款繰越金は、令和3年度の決算残金2,179万819円でございます。

6款諸収入は125万755円で、令和2年度に新規に導入いたしました教育支援ソフト使用料の学生負担分、コピーカードや自動販売機取扱手数料、過去問題集販売代等と預金利子でございます。

7款組合債は880万円で、学生ホール等空調機更新事業に伴う事業債でございます。

8款県支出金は125万円で、学びの継続支援事業に対する県補助金でございます。

次に歳出でございますが、17ページ、18ページをご覧ください。

1款1項1目議会費は、支出済額が60万4,728円で、組合議会議員の報酬等でございます。

次に、2款1項1目一般管理費の主なものは24節積立金で、財政調整基金積立金1,479万587円、職員退職手当基金積立金1,000万790円でございます。

次に、3款教育費1目看護専門学校管理費は2億8,129万5,057円で、教職員の給料や職員手当等の人件費、修繕料や光熱水費、印刷製本費等の需用費、校舎の維持管理のための委託料などであります。1節報酬は3人分の会計年度任用職員の報酬でございます。うち1人は正規事務職員の出産による代替によるものでございます。2節給料は袋井市からの派遣職員2名を除く21人分の教職員の給料でございます。3節職員手当等は2人分の退職手当を含む各種手当で9,198万4,611円でございます。4節共済費は、正規教職員の共済組合負担金及び会計年度任用職員の社会保険料等で、2,987万3,417円でございます。10節需用費につきまして主なものは、消耗品費が534万5,066円、光熱水費417万6,411円、学生ホール等空調機更新修繕が979万円、修繕料311万9,721円でございます。11節役務費は178万4,187円で、主なものは通信運搬料94万558円と入学試験適正検査診断手数料27万4,120円などでございます。12節委託料は958万2,392円で、主なものは施設保守管理手数料691万4,600円で清掃管理、エレベーター保守点検、空調設備保守点検、消防設備点検、樹木・芝生管理、機械警備などでございます。

次に19ページ、20ページをご覧ください。13節使用料及び賃借料は356万1,931円で、主なものはシステム使用料329万7,360円で、令和2年度に新規に年度初めから導入した教育支援ソフト使用料や、校務支援ソフトの使用料が主なものでございます。18節負担金補助及び交付金の主なものは、1人は育休中でございますが袋井市からの派遣職員の2名分と、中東遠総合医療センターから派遣していただいた助産師1名分の給与等負担金1,773万9,574円でございます。

次に2目教育振興費は2,129万7,505円で、外部講師等の謝礼や授業用消耗品、学生健康診断委託料、諸備品購入費などでございます。7節報償費896万7,630円は、非常勤講師謝礼や実習施設謝礼などでございます。10節需用費382万1,290円の主なものは、実習用消耗品、教育用図書購入費、図書室学術雑誌購読料等でございます。13節使用料及び賃借料の35万4,928円は、図書室でのインターネット上の医学データベース提供サービスの使用料などでございます。17節備品購入費は189万4,408円で、図書室用図書、DVD購入費、教材備品の演習用モデル人形で、詳細については41ページ(9)に記載をしておりますので、後ほどご参照いただきたいと思います。18節負担金補助及び交付金399万4,840円の主なものは、学生実習交通費助成金200万6,200円及び県の補助金を活用して行った学びの継続支援金125万円でございます。1人5万円を25人に支援いたしました。

以上が、歳入歳出に係る事項別明細でございます。

なお、決算関連の調書等につきましては、決算書の24ページから33ページに、主要事業の概要につきましては、36ページから42ページに記載してありますので、ご覧いただきたいと存じます。以上、議第14号の説明とさせていただきます。

次に、議第15号 令和4年度中東遠看護専門学校組合奨学金貸与特別会計歳入歳出決算認定についてご説明いたします。

右上に³となっている資料、決算書の49ページから52ページをご覧ください。

予算総額は5,770万円で、これに対する決算額は歳入が6,099万9,203円、歳出が5,526万329円で、歳入歳出差引残額は573万8,874円となり、これを令和5年度に繰り越すものでございます。

続きまして、事項別明細書により主なものをご説明いたします。57ページ、58ページをご覧ください。

最初に歳入でございますが、1款1項1目奨学金返還免除相当額にあたる市町負担金4,356万円を受け入れております。各市町の負担金の詳細につきましては、59ページに掲載してございますのでご参照いただきたいと思います。

次に、3款1項1目繰入金は当初予算で375万円を計上しておりましたが、奨学金貸付金が見込みより少なかったことから減額補正したため、繰入金についても0円に減額補正をしております。

次に、4款1項1目繰越金は、令和3年度決算差引残額の705万8,766円です。

次に、5款1項1目奨学金返還金は1,038万円で、奨学金返還金の予算額と収入済額の差につきましては、3年未満で病院を退職及び年度途中で本校を退学した者があり、その返還金を受け入れたための差でございます。年度途中で増額補正いたしましたが、その後も退職、退学等があり増額となっております。

次に歳出でございますが、61ページ、62ページをご覧ください。

1款1項1目奨学金20節の貸付金は、支出済額が5,346万円で、149人の学生に奨学金を貸与いたしました。なお詳細につきましては74ページに記載してございますので、ご参照していただければと思います。

以上が、事項別明細でございます。決算関連の調書等につきましては64ページから71ページに、主要事業の概要につきましては74ページ、75ページに記載をしておりますので、ご覧いただきたいと存じます。

以上、上程いたしました各議案の詳細説明とさせていただきます。

○議長（鈴木弘睦君） 以上で、議案の詳細説明を終わります。

以上をもちまして、全員協議会を閉会いたします。

（午後 2時13分 閉会）

（午後 2時35分 開会）

○議長（鈴木弘睦君） 本会議に引き続きまして、全員協議会を開会いたします。

本日の全員協議会は、協議事項1件及び報告事項2件ございますので、よろしく願いいたします。

まず最初に協議事項に入ります。東海アクシス看護専門学校校長等の人事について、当局から説明を求めます。

○事務局長（近藤利男君） 議長、事務局長。

○議長（鈴木弘睦君） 近藤事務局長。

○事務局長（近藤利男君） それでは全員協議会提出案件であります協議事項、東海アクシス看護専門学校校長等の人事について、ご説明申し上げます。こちらにつきましては、恐れ入りますが4となっている資料の2ページに掲載しておりますが、本日配布いたしましたA4右上に差し替えとなっている資料に差し替えをお願いします。資料は差し替えの方の資料をご覧いただきたいと思っております。

まず、校長人事の経緯でございますが、開校時から中東遠総合医療センター開院時までは学校所在地である袋井市民病院長が校長職を務めておりましたが、中東遠総合医療センター開院後は明確な規定がなく、その都度適任者を選定しておりました。

次に、校長の役割等につきましては、構成市町や管内病院が複数関わる看護学校の特殊性ゆえの学校と病院や行政との調整役、また学校を代表し入学式や卒業式への式典への参加、成績・卒業単位の認定、入試合否判定等の学校運営会議への出席、組合議会への対応など多岐にわたります。そのほか非常勤講師としての保健医療論及び病院組織論の講義や学校医も担っていただいております。講義への謝礼や交通費の実費については支払いがされておりますが、校長としての報酬は支払われておりません。非常勤の校長の報酬については条例に規定されていないため、支給できない状況となっていること、病院

の職との兼務に対して少なからず負担感があること、校長の選任方法が決まっていな
いため選任が難しいことなどが課題となっているところでございます。

次に、今後の校長選任のあり方でございますが、教職員の監督責任と学校運営の責
任者としての経験が必要であり、5市1町の管内病院や行政との関わりがありますの
で調整力が求められます。加えて、管内病院長や副病院長など病院側に過度な負担が
伴わないこと、役職に応じた適切な報酬が支払われることなどが挙げられます。

以上のことを鑑みまして、校長等の人事案でございますが、校長は学校の看護職か
ら選任し、新たに学長を非常勤特別職として新設し、管内病院の病院長又は副病院長
等には学長に就任していただく。校長については学校運営の最高責任者とし、報酬は
給与条例に基づき常勤の校長職の給与を支払う。学長については、学校の総括及び対
外的な調整を行うものとして、県内の公立看護学校の報酬の支払い額及び公立病院長
の給料年額を参考に月額10万円を報酬とし、任期は2年、管内病院長又副院長等の中
から選出する。選任方法は、磐田市立総合病院及び中東遠総合医療センターの2大病
院の輪番制とし、令和6年、令和7年度には中東遠総合医療センターからとする。

これらの人事案につきましては、今月2日に行われました組合構成市町の首長及び
病院長が出席いたしました運営委員会です承されていますことを、申し添えいたしま
す。

以上、説明とさせていただきます。よろしくご審議をお願いいたします。

- 議長（鈴木弘睦君） 当局から説明が終わりました。ただいまの説明について質疑等
ありましたらお受けしたいと思います。
- 9番（村松和幸君） はい、議長。
- 議長（鈴木弘睦君） 9番、村松議員。
- 9番（村松和幸君） 9番、村松です。先ほど校長の人事の案をいただきましたが、
これが給与10万円ほど支払うとしてお伺いしました。現在の役割として非常勤講師と
しても務められていらっしゃるって謝礼はありと書いてあるんですが、これを案として
出していく中で、続けていくということで間違いないでしょうか。
- 議長（鈴木弘睦君） 学長についてですか。校長についてですか。10万円というと校
長ですけど。
- 9番（村松和幸君） 校長について。
- 議長（鈴木弘睦君） 校長についてですか。そうじゃなくて、10万円というと学長さ

んの報酬ですけれど、学長さんについての質疑ですか。校長じゃなくて学長さんについてですか。

○9番（村松和幸君） 学長として同じようなことをやるのか。

○議長（鈴木弘睦君） 校長の職について聞くということですね。10万円が学長です。

○9番（村松和幸君） 学長が支払われて、学長と同じようなというか一番上を執っていただけると考えて、それで今校長先生が一番上の方が非常勤講師としての役割もある中で、これから学長としてやっていく中でもそれと同じような仕事をしていくのか、よろしく願いいたします。

○事務局長（近藤利男君） 議長、事務局長。

○議長（鈴木弘睦君） はい、近藤事務局長。

○事務局長（近藤利男君） 9番村松議員の質問にお答え申し上げます。学長の職務の中に、こういった保健医療論だとか講義も引き続きやっていただいた中で、それも含めて報酬をお支払いするようなかたちで今考えてございます。ですので、学長としてこれからもご講義を引き続きいただくことで考えております。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（鈴木弘睦君） 9番、村松議員。

○9番（村松和幸君） 9番、村松です。その学長の報酬の中にその講義代が含まれているかどうかお答えいただきたいと思うので、よろしく願いいたします。

○事務局長（近藤利男君） 答弁もれがあって申し訳ありません。講師料については別途として考えております。

○議長（鈴木弘睦君） 10万円ベースで支払って、講義いただいた分はまた従前のように講師料を払うということですね。いいですね。そのほか質疑等ありましたらお受けしたいと思います。

○1番（小栗宏之君） 議長、1番。

○議長（鈴木弘睦君） 1番、小栗議員。

○1番（小栗宏之君） 何点かお伺いしたいです。この人事案の中で新しい校長を担う職務というかどの辺の範囲になるのか。同じく新しく学長となる方がどこら辺のところの範囲までその職務を担うのか。ここの学校と管内病院や行政との調整というところ、それから対外的な調整と同じような調整項目が被っているところがあります。これまでは旧の校長が色んな調整役をされてきたというところなのですが、ここに見る

と新しい学長になるところも調整役を凶っていくことが書かれています。その棲み分けによっては、新しく学長になる方の負担というのがあまり変わらなくなってしまう可能性もあるということで、1点お伺いしたいです。

それからその負担の部分であるんですけども、この案になるまでの間でこの2大病院の輪番制という話がありましたが、磐田病院それから中東遠総合医療センターの病院長又は副病院長以外の方がここの学長の職に就くという検討がされたのかどうか確認させてください。

それから、ここのところに出てきている人事案について、ここで色々協議された中で最終的にまとまって明文化された、新しい校長の職務はこれですよ、新しい学長の職務はこれですよというようなところ、これは最終的にまとまったものが、もう一度議会の方に提出されるのか。というのは先ほど出てきました報酬等も予算の関係等にも関連してきますので、そこら辺のところの確認をお願いします。以上です。

○管理者（大場規之君） 議長、管理者。

○議長（鈴木弘睦君） 管理者、大場袋井市長。

○管理者（大場規之君） ただいまの小栗議員からのご質問に、管理者としてお答え申し上げます。3点ございました。1点目は、新校長そして新たに設置いたします学長の役割分担。とりわけ外部との調整を含めた役割分担はどうかということが、まず1点目でございます。まず新校長に関しましては、現場がよく分かっている看護師を基本として選任していく。そしてまた学長に関しましては、ここに書いてございますように、構成病院の院長もしくは副院長等そうした経験者をベースに選任していくということでございます。基本的に対外的な調整ということは、これまでもそうございましたけれども構成病院のうちの院長もしくは副院長がその役割を担って、やはり医師でありまた病院上の様々な役割を担って責任を負っている立場の方ということによって、病院間また行政との調整ということで力を発揮していただきました。この役を新たな学長にお願いするということで定義をしていきたいと思っています。そしてまた4のところにもございますけれども、校長につきましては学校運営、とりわけ学校としての内部の統制に関して最高責任者として役割を担っていきます。そんな役割分担を想定しております。

2点目のご質問として、院長もしくは副院長以外の学長就任はあるかというご質問でございましたが、今のところは院長、副院長もしくはそれらをご経験された方とい

うことで、ここに等という言葉が記してございますけれども、そういう意味でここは含まれています。基本的には院長、副院長もしくはその経験者ということでございます。

そしてまた3つ目にご質問いただいた内容に関しましては、これらをまとめた文書、定義された文書が存在するかということでございますが、本日は全員協議会での資料ということでご提案させていただいております差し替えと書いた文書がございますけれども、現時点ではこちらが最終的なとりまとめの文書となっております、今後の運びでございますけれども、本日の全員協議会で協議事項としてご理解をいただいた後は、次回2月議会におきまして最終的な議決をいただいて、組織的また制度としての最終的な決定とさせていただきたい、そんな予定でございます。以上、管理者からの説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○1番（小栗宏之君） 議長、1番。

○議長（鈴木弘睦君） 1番、小栗議員。

○1番（小栗宏之君） ありがとうございます。今の新しい学長、それから新しい校長の役割をちゃんと説明していただいてありがとうございます。そうした場合、今実質、現状の校長先生は対外的にやっただいています。学校の方は副校長さんが中心にやっけてきているふうに思います。これが新しく校長が選任されるということになりますと、これまで役割としてやってきた副校長の役割というのに変化があるのか。そのところは学校内で調整をしてということだと思っておりますが、そこら辺のところを確認させてください。

○管理者（大場規之君） 議長。

○議長（鈴木弘睦君） 管理者、大場袋井市長。

○管理者（大場規之君） はい、小栗議員の再質問ありがとうございます。副校長の今後の役割ということでございますけれども、今回審議事項として出させていただいている内容といたしましては、校長そして学長に関することとございまして、現時点では副校長に関するとりわけの取り交わしを首長間、また病院長間でしているものではございませんけれども、今後の流れの中で最終的な人事も含めての人事がされる中で、最終的に決められるものと理解しております。よろしくご理解のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（鈴木弘睦君） よろしいですか。そのほか質疑等ありましたらお受けしたいと

思います。

○2番（鳥居節夫君） 2番、鳥居節夫。

○議長（鈴木弘睦君） 2番、鳥居議員。

○2番（鳥居節夫君） 少し確認をさせてください。学校長の給料報酬ですけれど、条例に規定されていないということですが、今後報酬は給料条例に基づきというふうなことですけれども、この条例に記載されていないということと、下の条例の違いを教えてください。

それと先ほど校長が色々講義とかやられていて、今度は学長ですけれども学長も講義を同じようにやっていくというふうに先ほど質問されましたけれど、仕事の確認と言いますか、学長となっても講義をしていくかということと、月収の10万ですけれど、病院長の給料の年額を参考にとということですが、それは何パーセントかどういふふうな給料の中で10万というのがでてきたのか教えてください。以上です。よろしくお願ひします。

○事務局長（近藤利男君） 議長、事務局長。

○議長（鈴木弘睦君） 近藤事務局長。

○事務局長（近藤利男君） 今の鳥居議員のご質問にお答え申し上げます。1点目、校長の報酬に関する条例のことと思いますが、常勤の校長職につきましては元々給与条例の中で給料をうたっておりましたので、今回条例改正せずにそのまま運用することが出来ます。非常勤の校長職につきましては、どこにも規定されていなかったものですから、お支払いができなかったということでございます。

次に、学長になってからも引き続き講義をしていくのかというご質問ですけれども、先ほどもお答え申し上げましたけれども、学長になってからも引き続き講義をしていただく予定で今考えております。

あと10万円の内訳はあるかということなんですが、県内に校長の報酬として支払っているところが2つありまして、病院の院長が兼務するかたちで校長をやっているんですけれど、その報酬として20万円というところと8万円というところがございます。それがひとつ参考にしたところと、先ほど公立病院の病院長の給与、その辺も月あたりどのくらいになるかというのも参考にしながら、10万円という金額を算出したところがございます。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（鈴木弘睦君） そのほか質疑等ありましたらお受けしたいと思います。

○3番（鈴木喜文君） 議長、3番、鈴木喜文。

○議長（鈴木弘睦君） 3番、鈴木議員。

○3番（鈴木喜文君） はい、それではこの問題について質疑をさせていただきます。

最初に新しく校長と学長を設定することで、私は学校内で常勤の校長を置くということについては大賛成で、その方が新しい校長の役割として学校内のことをしっかり統括されていくということで、これは今回の見直しは非常に良いと思いました。もう1点学長の方ですけれども、これまで校長としての職務の中で自治体間の交渉であったりとかということをやっていたけれども、学長の仕事の中から学校のことについてはこれからは校長がやるので、もっと広い範囲での自治体間交渉とかそういったところに専念していただくというような、そういう見識のある方を充てることで、この学長職ということも良いというふうに思いました。ただ、これまでその方が、私が以前この組合議会の議員をやった時は磐田市立総合病院の北村院長が校長をされておりましたけれども、自らの使命感に則って報酬等はあえて求めずに校長職を全うされてきました。今回、そこから学校のことの負担の軽減をしてより広い範囲でやっていただく時に、これまでは報酬を出していなかったのを今度は専門職にして10万円払う。それで今度は講義があった場合には、その都度講義等に対して謝礼を払うということになると、仕事は専門職にしたのに今まで払っていなかったお金を払う。これというのはこれまでのそういう立場の方が、無償はおかしいというふうに言ってきたのかどうか。少なくとも私は前の段階ではこういうことで有償にしてほしいとは思わないと言われておりましたので、そういうことがあるのかどうか。

それともうひとつはこの学長職にあたるのに、何故まだ現状と課題のところでは病院の職との兼務に対して少なからず負担感があるということがある訳ですので、先ほど2つの病院の院長あるいは副院長等とおっしゃいましたけれども、例えば磐田市立総合病院でしたら近年病院長と事業管理者を分けましたので、そうすると事業管理者はそういうのに専念できると思うんです。でも病院長、副院長というのは病院の職を兼務する訳ですので、そうするとこの現状と課題である病院の職との兼務に対して少なからず負担感があるということは、解消されずに学長職を設けることになってしまうのではないかという不安があります。その点どういうふうにお考えなのかお伺いします。

○管理者（大場規之君） 議長、管理者。

○議長（鈴木弘睦君） 管理者、大場袋井市長。

○管理者（大場規之君） 鈴木議員のご質問にお答え申し上げます。まず1点目でございますが、これまでそして現在の校長先生等からこの報酬に対しての申し入れがあったかどうかという、支給に対する申し入れがあったかどうかというでございますが、これは一切ございません。現在も、山本校長先生に医師としてのお仕事を続けていただきながら、現在は副院長先生ではございませんけれども、校長先生に就任された当時の副院長先生ということで引き続きアクシスの校長先生を務めていただいているということでございまして、大変なご苦勞をさせていただいて今日に至っております。もう本当に校長先生として、また医師としてのお仕事、また麻酔科の部長ということで大役を務めている中で、無報酬でこのお役目をお務めいただいたことで、本当に私としても感謝をしているところでございます。これまでの院長先生、先ほどの院長先生の話もそうでしたけれども、校長先生をお務めいただいた皆さんは、本当に善意で無報酬でお務めいただいております。もちろんその働きに対して金額が高いとか安いとか、無いということに対して苦言を呈されたことはございません。まずはその点を申し上げる中で、そうした中ではございますけれども、私たちがやはりこの組合としてこの役職をお願いしている、お願いしていかなければならないという立場から考えまして、やはり無報酬では様々な役割の中で責任も生じてくることもございますので、善意に頼っての無報酬による校長職というのはあまりにも負担が大きいだらうと。その善意だけにすぎているのは、やはり時代としても許されないのではないかとということで、私どもも検討させていただきまして、今回は十分ではないかもしれません。中には多いという方もいらっしゃるかもしれません。金額の多寡はともかく、10万円という報酬、先ほど事務局の方からもその根拠を申し上げましたけれども、この10万円という報酬を払わせていただく中で、この大切な学長という役割を果たしていただく。その仕事に関しましては、鈴木議員さんがおっしゃられるように、仕事は減るのに専門職になるのに報酬を払うのかということでありまして、それでも中には十分でないと思う方も中にはいらっしゃるくらい、やはり校長であったり学長であったりという役は重いものだと思います。私個人的には十分な金額とは思っておりませんが、それでご容赦をいただいて、今後十分な報酬とはいかないかもしれませんが、役割を果たしていただくことで学長というお立場をお務めいただきたいと思っておりますのでございます。それが1点目への回答でございます。

そして、兼務に対する職としての負担感ということでございますけれども、今回の学長職そしてまた医師としてまた院長先生、事業管理者、理事長とかとの役職に対する負担感でございますけれども、やはり兼務というのは様々なところで負担感も増しますし、大変なこともあろうかと思えます。そうした中においてもですね、やはりトップに立つ方々は色々な関係の中で兼務をし、兼務に対する役割も果たしながら、その中には報酬のあるものも無いものもあると思えますけれども、ご本人の中でそれをきちっと整理をつけて職責を果たし、また役割を果たしていくということでご対応いただいているかと思えます。また今回のアクシスに関わる様々な役割をお願いする方が出てきますけれども、そのご本人のお力の中でしっかりと消化をしていただいて、役割を果たしていただけるものと理解していると思っております。以上で、私からの答弁とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○3番（鈴木喜文君） 3番、鈴木喜文。

○議長（鈴木弘睦君） 3番、鈴木議員。

○3番（鈴木喜文君） 市長のご答弁ありがとうございます。私は勘違いされるのを覚悟でこの質疑をしました。というのは、現校長に至るまで管理者の袋井市長がおっしゃったように、皆さんこの地域のためになればということでこれまでやってくださったというふうに思っております。それに対して、いわゆる対価として金額を提示することが、その重みを十分考えてほしかったんです。どんな役でもそうですけれども、これまで例えば市役所で勤め上げてきたから地域のために働こうという人に対して、やってくれるなら月に2万払うぜなんてことになると、そんなことのために言っているんじゃないんだということが、地域ではよくあります。ですから10万円という金額が、本当に感謝のかたちとしてそれを表すということの重大さを、ここでしっかり議会全員が思っていないと、これが予算で出てきた時に果たしてこれが、ということになってしまうものですから、それでこんな質疑をさせていただきました。同時に、先ほど管理者である市長が、院長、副院長又はその経験者という話がありましたね。私はやっぱりこの中東遠で本当に医療を担ってこられた方で、色々な病院にいわゆる俗語で言うと顔も効き、また首長の皆さんもよく知ってらっしゃる方が、この看護師の育成から配置にしてもですね、皆さんの力になれるだろうという人をぜひ選んでいただきたいと思いました。その中で何故磐田病院と中東遠の2病院に限るのか。先ほどは院長、副院長又はそうでなくても経験されている方と広げられていましたので、

その等という中に私は2病院に限る必要はない訳ですから、せっかく中東遠でやっている訳なので、中東遠の幅広い中から適任の人材としてということで等としていますということでご答弁があるかなと思っていたんですけど、その辺に関して。

○管理者（大場規之君） 議長。

○議長（鈴木弘睦君） 管理者、大場袋井市長。

○管理者（大場規之君） はい、ありがとうございます。今ご質問としては1点目、10万円の重みということでございます。先ほどの答弁の中でそれは十分お伝えしたつもりでございます。本当に役割としては本当に重いものがあります。皆さんにぜひご理解をいただいて、10万円の報酬ということで多い少ないはともかくとして、私どもの感謝の気持ちとまた逆に役割にお応えいただくということで、皆さんご理解いただいでご了解いただければと思っております。

そして2点目でございますけれども、5病院の中でどうして磐田病院、中東遠の2病院による輪番制かということでございますけれども、事前に私も管理者といたしまして関係市町首長さん、また病院長さん含めて調整させていただきました。当初は色々な意見がございました。おっしゃられますようにすべての関係病院の院長先生、副院長先生のすべての皆さんの輪番制がどうかというお話もございましたし、2大病院がいいんじゃないかという意見もございました。色々お話しをさせていただく中で、管内5病院の中には小規模病院がございまして、アクシスの学長との兼務という役割が与えられる院長もしくは副院長が出てくるとすると、やはり小規模病院ゆえに非常に大きな負担が出ると、比較的小規模な病院の中には、院長さんといえども日々の診療にあたらなければならない比率が非常に増えて、この現状に加えて非常勤とはいえ学長というポジションが与える負担は非常に大きいだらうということで、最終的には大規模な2病院がいいだらうということになってまいりました。実は先ほど事務局の方からも、今回の差し替えをいたしましたペーパーの内容ですけれども、この内容に関しましては先日行われましたこの組合の運営委員会でご承認をいただいたものということで補足がございましたけれども、そこに全首長もしくは代理者、そして院長先生がご出席をいただいて本案をご了解いただいたところでございます。その時の意見の中でも、小規模病院の院長先生からは、今回の2病院による輪番制は大変助かるし病院の実情も分かってくさっている、いずれにしても私たちとしては応援していきたいというお声も直接いただいたところでございます。様々な意見のとりまとめをさ

せていただく中で、この2病院による輪番制ということに落ち着かせていただきました。今日もご同席をいただいております首長の皆様方にも調整をさせていただいた後でのこの案ということになりますので、ご了解をいただければと思います。以上、答弁とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（鈴木弘睦君） そのほか質疑等ありましたらお受けしたいと思います。よろしいですか。

○2番（鳥居節夫君） 2番、議長。

○議長（鈴木弘睦君） 2番、鳥居議員。

○2番（鳥居節夫君） 先ほどの給料と報酬のことですけれども、来年度予算にも反映してくると思いますが、この報酬と別の10万円に関しては各市町の分担になると思うんですけど、人口割だとか色んな割合があると思うんですけど、現在でいいですが考えておられることがあったらお願いします。

○事務局長（近藤利男君） 議長、事務局長。

○議長（鈴木弘睦君） はい、近藤事務局長。

○事務局長（近藤利男君） 2番、鳥居議員の質問にお答え申し上げます。今回計上させていただきました10万円につきましては、当初予算に計上させていただくこととなります。そうしますと負担金の割合としましては、人口数割、病床数割、卒業生割ということで負担割合を決めさせていただいておりますので、そういった割合に応じてご負担いただくようなかたちを考えております。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（鈴木弘睦君） よろしいですか。そのほか質疑等ありましたらお受けしたいと思います。8番、鈴木議員。

○8番（鈴木賢和君） 校長と学長の役割と言いますか、責任というのを再度もう一度ご説明お願いできますか。どういう、校長、学長の役割ですね。ここにはちょっと書かれていないものですから、もう一度聞かせていただけますか。

○議長（鈴木弘睦君） 先ほどご質疑あった中で校長と学長の役割についてはご答弁いただいたかと思うんですけど、こういった部分についてですか。責任ということですか。

○8番（鈴木賢和君） そうです。

○事務局長（近藤利男君） 議長、事務局長。

○議長（鈴木弘睦君） 近藤事務局長。

- 事務局長（近藤利男君） 8番、鈴木議員の質問にお答えいたします。責任の所在は
どうなるのというご質問だと思うんですけど、基本的には校長が学校運営の最高責
任者ということになりますので、学校運営に関する責任については校長が担うという
ふうになるかと思えます。学長は学校全体の総括とか対外的な調整役とか、看護師の
養成の部分について担っていただくようなかたちになりますので、ある意味校長を補
佐するような立場になるのかなと考えております。以上、答弁とさせていただきます。
- 議長（鈴木弘睦君） 8番、鈴木議員。
- 8番（鈴木賢和君） 先ほど校長の役割の中に、学校を代表して入学式及び卒業式の
出席とか学校運営会議、そのほか非常勤講師で保健医療論、病院組織論の講義を担当
等書かれていますけれども、こういった役割というか仕事というのはどうされるん
ですか。
- 議長（鈴木弘睦君） それはさっきご答弁があったと思うんですけども、今の校長
の仕事がということね、今の校長さんの仕事は誰がやっていくかということを知
りたいということですか。それはもう一回答えますか。
- 事務局長（近藤利男君） 議長。
- 議長（鈴木弘睦君） 近藤事務局長。
- 事務局長（近藤利男君） 8番、鈴木議員の質問にお答え申し上げます。基本的には
先ほど申し上げましたとおり、学校運営の最高責任者は校長になりますので、学校行
事等の関係は校長が対応するかたちになるかと思えます。答弁とさせていただきます。
- 議長（鈴木弘睦君） いいですか。
- 8番（鈴木賢和君） はい。
- 議長（鈴木弘睦君） 鈴木議員。
- 8番（鈴木賢和君） 学校医も担当になっていますが、これも他の人にやってもら
うということよろしいですか。
- 議長（鈴木弘睦君） 学校医は誰がやるかということを知りたいということですね。
- 事務局長（近藤利男君） 議長、事務局長。
- 議長（鈴木弘睦君） 近藤事務局長。
- 事務局長（近藤利男君） 8番、鈴木議員の質問にお答え申し上げます。学校医につ
きましては、現在校長であります山本先生をお願いしているところでございますが、
こちらに関しては医師の方をお願いすることとなりますので、新たに学長になる方に

学校医も担っていただきたいと考えております。

○議長（鈴木弘睦君） よろしいですか。質問ですか。

○8番（鈴木賢和君） 質問と言いますか確認なんですけれども、学校医も併せてやるということでよろしいですね。

○議長（鈴木弘睦君） いいですね。はい、そのほか質疑等ありましたらお受けしたいと思えます。よろしいですか。

特にないようでございますので、本件につきましては以上とさせていただきます。協議事項は終了とさせていただきます。

続きまして、報告事項に入ります。令和5年度東海アクシス看護専門学校の卒業予定者の進路について、令和4年度東海アクシス看護専門学校将来構想の取組状況について、以上の2件を一括議題として、当局から報告を求めます。

○事務局長（近藤利男君） 議長。事務局長。

○議長（鈴木弘睦君） 近藤事務局長。

○事務局長（近藤利男君） それでは、全員協議会提出案件であります報告事項2件についてご説明を申し上げます。資料につきましては4の資料の3ページをご覧ください。令和4年度東海アクシス看護専門学校の卒業予定者の進路について説明を申し上げます。まず1の表でございますが、6月17日に実施されました管内5病院の採用試験の採用状況でございます。今年度は52人が試験にチャレンジし、51人が内定をいただきましたが、残念ながら1名が不合格となりました。この1名につきましては、管内5病院で行われる二次募集に受験を予定しております。次に2の表につきましては、卒業予定者の進路をまとめたものでございます。管内5病院に51名、県内が4名、県外が4名、合計59名の採用が内定しておりますが、このうち管内5病院に内定をいただいているもののうち、2名は助産師養成学校への進学を目指しております。

次に、(2)令和4年度東海アクシス看護専門学校将来構想の取組状況について申し上げます。4ページ、5ページをご覧ください。将来構想は平成29年度から令和8年度までの10年間を計画期間としており、継続して管内病院へ質の高い看護師を輩出するため、6つの重点項目を取り組んでおります。

こちらでは、令和4年度の取組状況の主なものについて説明させていただきます。

まず重点施策1 看護教員の確保に向けた取り組みや制度の見直しについては、取組①看護教員の処遇改善等の検討において、教職員の休暇取得の促進のためお盆の期間付

近や学生の夏季休業期間中に、総務課は8月12日、15日、16日の3日間、教務課は9月20日から22日までの3日間に当番職員を除き一斉に休暇を取得しました。取組③では、令和4年4月に看護師1人を実習指導教員として採用しましたが、応募がなく採用できなかった助産師については、中東遠総合医療センターより職員1名の派遣により看護教員の確保に努めました。また、令和5年4月採用のための試験を実施した際、教員募集案内を管内5病院の病院誌に掲載していただきました。

次に、重点施策2 優秀な学生の確保、取組①では学生募集要件の見直しと時代に合った入学選抜方法の積極的な導入については、令和4年度実施の入学試験では個人面接に加え集団面接を行い、個人面接では把握が難しい協調性や積極性など多様な視点からの評価を行い、優秀な人材の確保に努めました。取組③の募集方法の改革では、ホームページをパソコン、スマートフォンで共通の画面が閲覧できるレスポンスウェブデザインに令和3年度末に改修を行い、スマートフォンで閲覧する若い世代に対応したホームページとして、各種情報の発信などPRに努めてまいりました。

次に、重点施策3 将来を見据えた入学定員数増に向けての対応では、当初66人に定員を増やす予定でありましたが、管内5病院の看護師採用状況の変化などを踏まえ、令和2年度スタートの定員数増の予定を2年延期し、令和4年度に変更しておりましたが、令和2年度に改めて検討を行い、定員については60人を継続し、定員の変更が必要であれば改めて検討としております。

重点施策4 質の高い教育の実現・学生満足度の向上への取組、取組①の学生の主体性・自立性を育む教育では、これまでWi-Fi設備の導入などICT教育に関わる機器の導入や、令和3年度の教育用電子カルテの導入などの取り組みをしてまいりましたが、令和4年度は基礎・成人看護学実習室で使用している天板付きの椅子を、可動が容易でタブレットを載せても大丈夫な天板付きの椅子に更新し、学習しやすい環境整備を行いました。取組②の学生満足度向上に向けた学校環境の整備では、学生ホールのエアコンの老朽化に伴い更新を行いました。また、母性・小児看護学実習室の西日対策として遮熱フィルムを貼る修繕を行いました。

重点施策5 看護師を目指す者を惹きつけるアクシスの価値創造と地域貢献、取組①の看護師国家試験+αの資格取得の支援では、日本を訪れる外国人が増加し続ける中、医療現場において基本的な看護業務を英語で運用できる能力を測定する英語試験TOPEC看護英語試験を引き続き実施いたしました。

以上、報告事項2件について一括説明とさせていただきます。説明は以上でございます。

○議長（鈴木弘睦君） 当局から報告が終わりました。ただいまの報告について質疑等ありましたらお願いいたします。

○8番（鈴木賢和君） はい。

○議長（鈴木弘睦君） 8番、鈴木議員。

○8番（鈴木賢和君） 8ページの看護教員を対象としたアンケート調査の中で、看護教員の7割が仕事へのやりがいを感じているもの、約4割にあたる7人がワークライフバランスがとれていないことが明らかになったということで、これに対してどのような対策を立てていらっしゃるか教えていただけますか。

○議長（鈴木弘睦君） ダイジェスト版の資料は資料提供のものになりますので、よろしいですか。そのほか質疑等ありましたらお受けしたいと思います。よろしいですか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

特段ないようでありますので、報告事項2件につきましては終了とさせていただきます。

それでは、以上をもちまして、全員協議会を閉会いたします。

本会議、全員協議会と長時間にわたりありがとうございました。

（午後 3時24分 閉会）